

小樽市における 高齢者虐待について

小樽市役所 福祉保険部 福祉総合相談室
地域包括ケアグループ 宗像 雄輔

【小樽市 福祉保険部 福祉総合相談室 地域包括ケアグループ】について

▶ 5つに分かれている福祉総合相談室の...

○福祉総務グループ

○障害福祉グループ

○福祉相談グループ

○自立支援グループ

○地域包括ケアグループ

⇒ 高齢者の支援、地域支援事業など、地域包括ケアシステム
の推進を担当しているグループ

【地域包括ケアグループの業務】

▶地域支援事業

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・訪問・通所型サービス ・高額介護サービス ・介護予防教室 等

○包括的支援事業

- ・総合相談 ・**権利擁護** ・生活支援体制整備事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ⇒ 市内4圏域の地域包括支援センターへ委託、連携して行う事業

○任意事業

- ・介護用品助成事業 ・独居高齢者等給食サービス事業 ・家族介護教室 等

▶地域支援事業以外の事業

- ・在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業 ・ふれあいパス ・老壮大学 等

▶ 高齢者の権利擁護

- ・ 通報による事実確認、立入調査 → 虐待の認定

通報を受け、ケースによっては当市介護保険課事業所指導担当や道(後志総合振興局)と連携し、事実確認や立ち入り調査を行い、結果をもって**虐待の有無等の判断**を行う。

その結果によって、養護者等による虐待では【やむを得ない措置などによる分離や面会の制限】による保護を、養介護施設従事者等による虐待では認定の結果、事業所指導担当や道から【改善命令や事業の制限、場合によっては事業の廃止、指定の取り消し】の権限を行使する場合もある。

【高齢者虐待とは】

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(高齢者虐待防止法より)』

- ▶ **第二条** この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
- ▶ **2** この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- ▶ **3** この法律において「**高齢者虐待**」とは、養護者による高齢者虐待(地域での虐待)及び養介護施設従事者等による高齢者虐待(施設内虐待)をいう。
- ▶ **4** この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。(5養介護施設従事者等による高齢者虐待も同様)
- ▶ 養護者(養介護施設従事者等)がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
→ として虐待の5類型があげられている。

【虐待の5類型について】

i 身体的虐待

① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。

【具体的な例】・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
・刃物や器物で外傷を与える。

② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。

【具体的な例】・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする

③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。

【具体的な例】・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。
・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。

④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

【具体的な例】・**身体を拘束**し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。**ベッドに柵を付ける**。つなぎ服を着せる。意図的に**薬を過剰に服用させて、動きを抑制する**など)。

・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れ⁶ない

ii 介護・世話の放棄・放任

- ① **意図的であるか、結果的であるかを問わず**、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

【具体的な例】・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。

・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。

・ごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。

- ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護 保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

【具体的な例】・徘徊や病気の状態を放置する。

・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。

・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。

- ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

【具体的な例】・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。

iii 心理的虐待

○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

- 【具体的な例】
- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。
 - ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。・侮蔑を込めて、子どものように扱う。
 - ・排泄交換や片づけをしやすいうという目的で、**本人の尊厳を無視して**トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の**全介助**をする。
 - ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
 - ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。

iv 性的虐待

○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

- 【具体的な例】
- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
 - ・排泄や着替えの介助がしやすいうという目的で、**下半身を裸にしたり、下着のままで放置**する。・**人前での排泄行為、オムツ交換**をする。
 - ・性器を写真に撮る、スケッチをする。・キス、性器への接触
 - ・わいせつな映像や写真を見せる。・自慰行為を見せる。

V 経済的虐待 ※ 養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する

○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。

・本人の自宅等を本人に無断で売却する。・年金や預貯金を無断で使用する。

・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。

(参考:セルフネグレクトについて)

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、**高齢者虐待防止法の対象外となる**が、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、支援には困難が伴うが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクがあるため、必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、地域ケア会議も有効活用し、関係部署・機関の連携体制を構築することが重要である。

【小樽市の地域における虐待ケースについて】

○ 相談や通報の多くは...

- 夫婦喧嘩や親子喧嘩の範疇 ～ 緊急性や切迫性を認めない。
- 被害者に支援が不要（加害者が現に養護していない）～ 定義外に分類
→ DV相談窓口やシェルターなど、しかるべき窓口を紹介

○ 中には高齢者虐待には該当しないものの...

- 緊急性や切迫性を認めるもの ～ 高齢者虐待防止法に準じた対応が必要

○ 最近のケースでは...8050問題、精神疾患、生活困窮など課題が重複した困難ケースが増加～ 重層的支援（体制整備事業）が重要になっていく。

【小樽市の養介護施設従事者による虐待ケースに共通した課題として】

虐待もしくは虐待が疑われるケースと把握された以降も、速やかに市町村への通報がなされていないケースが複数確認されている。

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』より

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- ▶ **第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

⇒施設内で虐待に該当するか判断し、結果、虐待と判断された場合に通報するという
ことではなく、疑いの事象を確認した段階で市町村への報告を義務付けている。

⇒虐待に該当するかの判断は、あくまで市町村で行います。高齢者の権利利益の
擁護のため、あらためて速やかな市への通報をお願い申し上げます。

小樽市における高齢者虐待の通報・相談状況(令和2年度～令和6年度)

1. 件数(新規受付分のみカウント、施設内虐待は含まず)

	R2	R3	R4	R5	R6
通報・相談件数	32	52	30	14	17

※ 高齢者虐待の定義に当てはまらない、夫婦・親子間の喧嘩・DV等のケース:16件

2. 内容(重複あり)

	R2	R3	R4	R5	R6
身体的虐待	20	39	21	10	10
介護等放棄	3	5	4	0	3
心理的虐待	9	13	11	1	8
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	2	7	7	4	5

※ は、各年度における、最高値(以下同様)

- 1.件数について:国の統計では虐待通報件数は年々増加。
小樽市の規模では誤差・バラツキがみられる。
- 2.内容(5類型):国の統計と同様、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多くみられた。

→ 心理的虐待は潜在的にはもっと(最も)多いのではないかと考えられる。

3. 通報・相談者

	R2	R3	R4	R5	R6
本人(被虐待者)	0	6	3	0	0
家族・親族	5	6	5	2	2
民生委員	0	0	0	1	0
事業所職員等	4	10	11	8	7
警察	20	22	8	2	5
行政職員	2	1	1	1	1
その他	1	7	2	0	2
計	32	52	30	14	17

3.通報者：例年、警察と事業所職員からの通報が多く、合わせると6割を超える。定義外の相談を含めると警察からは10件の通報があった。

→ 警察と介護保険事業所からの通報、相談は国・本市ともに虐待の早期発見に重要な役割を担っている。

4. 被虐待者(疑いを含む)の年齢・性別

		R2	R3	R4	R5	R6
男	65～69歳	0	2	1	0	0
	70～79歳	3	8	5	1	0
	80～89歳	5	4	4	2	3
	90歳以上	0	1	0	0	0
	計	8	15	10	3	3
女	65～69歳	1	5	2	0	2
	70～79歳	12	9	9	4	5
	80～89歳	11	18	9	7	6
	90歳以上	0	5	0	0	1
	計	24	37	20	11	14

4.被虐待者：女性の70～80代に多く、合わせると64%超。


男女比は「1:4.7」、82%と圧倒的に女性が多い。

小樽市での統計開始時の平成18年から通算でも女性で78%超。

「認知症である」「高齢」の「女性」→ **高リスク要因**

5. 被虐待者(疑いを含む)介護認定の状況

	R2	R3	R4	R5	R6
要支援1、2	3	5	5	3	0
要介護1	3	8	5	1	4
要介護2	5	6	4	2	3
要介護3	1	6	3	3	2
要介護4	3	2	2	2	1
要介護5	0	3	1	1	2
その他	17	22	10	2	5
計	32	52	30	14	17

※  その他を除く要支援・介護でみたときの最も多いカテゴリー

5. 介護認定：要介護1と要介護2が上位2項目。
 小樽市では例年比較的軽度に多くみられる傾向がある。
 国の令和6年度統計では介護度が要介護3→1→2の順番に。
 ⇒ 統計的な有意差ではなく、誤差・バラツキの範疇と解釈。

6. 被虐待者(疑いを含む)から見た養護者との関係

	R2	R3	R4	R5	R6
夫	14	13	10	3	4
妻	3	10	4	1	1
息子	7	18	8	6	9
娘	4	5	3	1	2
兄弟姉妹	0	0	1	0	0
その他	4	6	4	3	1
計	32	52	30	14	17

6. 養護者：息子9件、次いで夫4件、これらで全体の76%超。

国の統計とも一致。小樽市の統計開始である平成18年から現在まで、平成18年、26年の2度を除いて、全て夫・息子が上位2項目となる。虐待者の通算では78%超。 男性介護 → **高リスク要因**

(参考)

●地域包括支援センター 虐待対応件数(月間報告数の合計)

		R2	R3	R4	R5	R6
	東南部	39	50	80	85	67
	南部	33	52	22	27	33
	中部	34	56	22	79	57
	北西部	5	25	6	40	32
	合計	111	183	130	231	189

●施設内虐待について

令和6年度は施設の職員による虐待(疑)として4件の通報・相談があった。

虐待と判断

→

4件

○地域包括支援センター対応件数:

継続相談の件数を含めると、年間平均160件を超える。

困難ケースの増加、ケースの長期化が課題となっている。

○施設内虐待:通報4件 → 虐待認定4件

資料のまとめとして

○小樽市の令和6年度の養護者による虐待の傾向として

『70－80代の女性が、男性である夫や息子から、身体的な虐待を受け、ケアマネジャーや介護保険事業所に相談したこと、若しくはそれら事業所等が虐待を発見し通報したことから、虐待対応につながるケースが多かった一年』 ⇒ 令和5年度からの本研修では全て同様の結果となる

○虐待発生の高リスク要因

『「認知症である」「高齢」の「女性」を「夫」や「息子」が介護を担う「男性介護」の世帯』が高リスクと言える。 ⇒ ※平成19年から継続している

→ 認知症の高齢女性や男性の養護者がいるなど、リスク要因が世帯にあることを問題と捉えるのではなく、上記のワードにアンテナを張り、虐待の芽を予防すること、そして、リスク要因のある世帯の養護者にこそ支援が必要であることを意識するための要因と捉えることが重要。

養護者による虐待の発生要因について

○虐待者側の発生要因：全16項目中の上位6項目

【R6国統計】

【R6小樽市統計】

①介護疲れ・ストレス	57.2%	①介護疲れ・ストレス	35.3%	⇔	①
②理解力の不足や低下	49.6%	②虐待発生までの人間関係	29.4%	⇔	⑤
③知識や情報の不足	49.1%	③理解力の不足や低下	23.5%	⇔	②
④介護力の低下や不足	47.9%	③知識や情報の不足	23.5%	⇔	③
⑤虐待発生までの人間関係	46.3%	④介護力の低下や不足	17.6%	⇔	④
⑥精神状態が安定していない	45.0%	⑤障害・疾病(疑い含む)	11.8%	⇔	—

→ 小樽市は全体の件数が少なく、誤差の範囲を考慮する必要があるが、国の統計の上位5項目と一致した。

被虐待者側の状況（発生要因）について

○被虐待者側の発生要因：全16項目中の上位6項目

【R6国統計】

①認知症の症状	58.1%
②身体的自立度の低さ	48.4%
③障害・疾病	36.8%
③精神障害などによる 認知機能の低下	36.8%
④経済的困窮・債務	33.5%
⑤排泄介助の困難さ	32.8%

【R6小樽市統計】

①認知症の症状	29.4%	⇔	①
①身体的自立度の低さ	29.4%	⇔	②
②精神障害などによる 認知機能の低下	23.5%	⇔	③
③経済的困窮・債務	11.8%	⇔	④
③サービス利用への抵抗	11.8%	⇔	—
③家庭内の経済的利害関係	11.8%	⇔	—

→ 被虐待者側の状況についても誤差を考慮する必要があるものの、4項目が一致した。

○虐待・被虐待者発生要因全16項目中の上位項目の共通点

【虐待者発生要因R4～6年国統計】

- 介護疲れ・ストレス
 - 理解力の不足や低下
 - 知識や情報の不足
 - 介護力の低下や不足
 - 虐待発生までの人間関係
 - 精神状態が安定していない
- ⇒順位の違いはあるが6項目で全て固定

【被虐待者発生要因R4～6国統計】

- 認知症の症状
 - 身体的自立度の低さ
 - 障害・疾病
 - 精神障害などによる認知機能の低下
 - 経済的困窮・債務
 - 排泄介助の困難さ
- ⇒家族関係問題を含めた7項目で固定

⇒虐待者・被虐待者側の発生要因について、虐待はこれらの項目を要因として発生しやすいと読み取ることができる。虐待を発見して防止することも重要だが、それぞれのリスク要因に対して、事前にそれを解消、緩和できる支援を行うことで、発生自体を予防することが重要。

⇒そのためには上記の項目に対し、高齢者・養護者双方に支援を提供することが重要。

○ あらためて...高齢者の虐待を防止し、権利を擁護するということとは

～『高齢者虐待防止法』より

(目的)第一条【抜粋】高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、～高齢者に対する保護のための措置、～「養護者に対する支援」のための措置等を定めることにより、～もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

⇒地域、施設虐待ともに、虐待者を取り締まり罰することが目的ではなく、虐待を防止し養護者や養介護施設従事者が虐待者にならないように支援することを目的としています。

⇒虐待の通報や認定を受けるということは、養介護施設従事者や養護者を貶めたり、罰するためにあるのではなく、養護者・高齢者の双方に支援することで、高齢者の尊厳ある暮らしを守り回復すること、そして養護者の負担軽減と養護者・高齢者間の支援・家族関係の再構築を図るものであること。

これまでの皆様の活動とご協力に感謝するとともに、今後とも当Gの活動が、虐待の防止と養護者や養介護施設従事者である皆さまの支援にもつながることを心掛けて、邁進したいと思っております。

ご清聴ありがとうございました

※ 説明内容の訂正があります

スライド14「被虐待者(疑いを含む)の年齢・性別」の説明に置きまして、講話動画内では「女性の70～80代に多くみられ、**78%**を超えています」と説明しておりますが、正しくはスライドに記載されているとおり、**64%**が正しい数値となります。お手数おかけしますが、確認をお願いいたします。